

平成29年度 第3回

四日市市子ども・子育て会議 資料

平成30年2月6日

こども未来部こども未来課

目 次

1. 平成30年度に向けた利用定員の拡充について 1～ 8 P
2. 幼児教育の推進について 9～12 P
3. 子育て支援の新たな取り組みについて 13～14 P

平成30年度に向けた利用定員の拡充について

1. 待機児童の現状

	平成28年		平成29年	
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日
待機児童数 (うち低年齢児)	64人 (55人)	142人 (129人)	54人 (52人)	132人 (129人)
入園待ち児童数 ※上記の待機児童数を含む	197人 (143人)	399人 (323人)	167人 (150人)	391人 (373人)

[保育提供枠の不足数]

北部(第1)ブロック 164名 / 中部(第2)ブロック 114名
南部(第3)ブロック 113名

2. 平成30年度における拡充について

(1) 第1ブロック

平成30年度は拡充がなく、既存の施設の受け入れ拡大に努める。

なお、平成31年度の拡充(200名超)に向けた、社会福祉法人による認可保育園の開設を進め、平成31年度当初の不足分を解消する見込み。

(2) 第2ブロック

【認可保育園】

(仮)たいよう保育園(第2ブロック:赤堀一丁目)の新設

定員 60名

設置者 社会福祉法人 来福

園の概要は別紙「施設概要」参照

【地域型保育事業施設】

小規模保育事業3箇所以内:19名以内の定員で、平成31年度当初までの開所に向けた公募を行う(合計57名の定員枠の拡充予定)。

上記により、平成31年度当初の不足分を解消する見込み。

(3) 第3ブロック

【認可保育園】

(仮)内部ハートピア保育園(第3ブロック:采女町)の新設

定員 150名

設置者 社会福祉法人 志生会

園の概要は別紙「施設概要」参照

上記により、平成31年度当初の不足分を解消する見込み。

<参考>平成29年度地域型保育事業施設の現状

(単位：人)

類型	施設名	ブロック (所在地)	定員	児童数 (※1)	対象年齢
小規模 保育事業 (A型)	まちなかフジ保育園	第2ブロック (西新地)	12	15	0歳児～ 2歳児
	たいすいキッズ・ステーション	第2ブロック (浜田町)		15	1歳児～ (※2) 2歳児
	とまり丘保育園	第3ブロック (大字泊村)		12	1歳～ 2歳児
小規模 保育事業 (B型)	キンダーガルテン イオン四日市北園	第1ブロック (富州原町)	19	22	0歳児～ 2歳児
	きっずはうす ココロン	第1ブロック (羽津中一丁目)	12	14	
	ちびっこハウス あかほり園	第2ブロック (赤堀二丁目)		17	
	キッズ・ティアラ	第2ブロック (鶉の森一丁目)		14	
	つぼみ保育園	第3ブロック (小古曾二丁目)		14	
	にじいろランド四日市園	第1ブロック (蒔田四丁目)		13	
	山口堂保育園	第3ブロック (日永四丁目)	15	14	
	もりのくに国際幼保園	第1ブロック (大矢知町)	12	14	1歳児～ (※2) 2歳児
事業所内 保育事業 (※3)	社会福祉法人永甲会かすみ園	第1ブロック (白須賀一丁目)	12 (4)	17 (8)	0歳児～ 2歳児
	スマイルキッズルーム	第2ブロック (ときわ一丁目)		14 (3)	
	よっかいち ひばり保育園	第1ブロック (西大鐘町)		10 (7)	
14施設			178	205	

※1. 児童数は平成29年12月時点

※2. 1歳児=4月1日時点で1歳になっている子ども

※3. 事業所内保育事業の定員・児童数の下段()書きは地域枠の人数

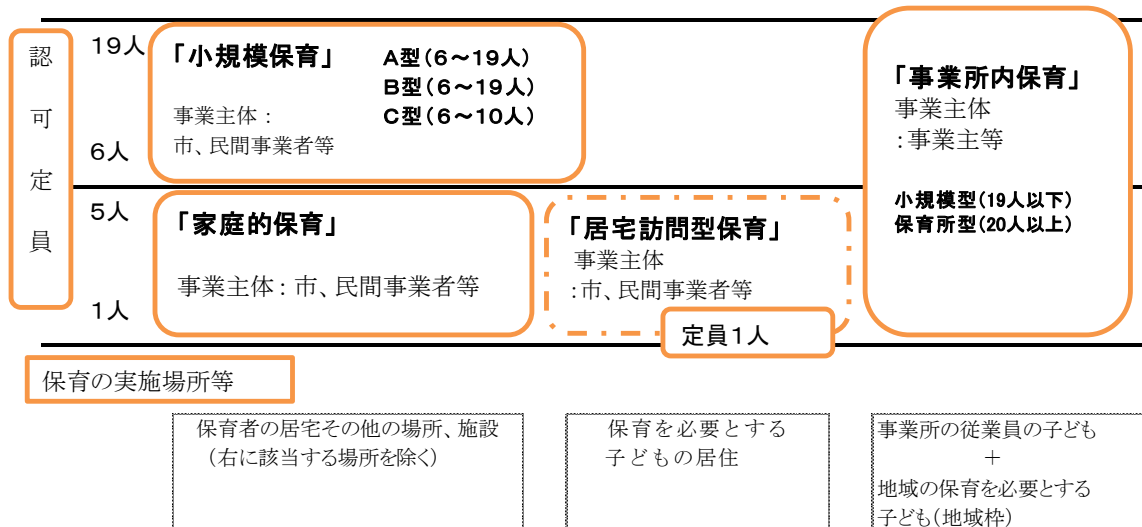
＜参考＞条例について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されている。

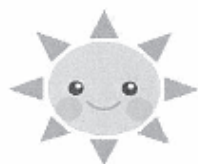
この新制度により、従来の認可保育所（定員20人以上）の枠組みに加え、新たに市の認可事業として、地域型保育事業と称する類型を設け、「四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成27年4月から施行している。その条例に基づき、以下の4種類の事業の認可事業を行っている。

- 〔4類型〕家庭的保育事業（利用定員5人以下）
- 小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）
- 居宅訪問型保育事業（利用定員1人）
- 事業所内保育事業（利用定員1人以上）

【新制度における地域型保育事業の位置付け】



……… たいよう保育園であそびたいよう! ……



たいよう保育園

運営：社会福祉法人 来福

平成30年 4月 新規開園



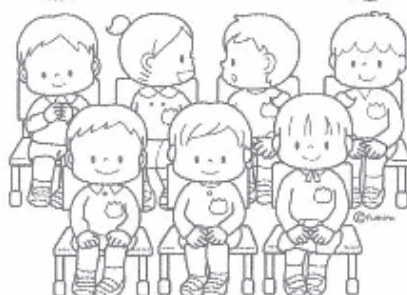
設置者	社会福祉法人 来福 理事長 福村 伊久雄
所在地	四日市市赤堀1丁目2300番（予定地）
開園事務局	四日市市赤堀2丁目6番20号（お問合せ先）
開園事務局☎	（059）-356-8790（開園事務局）
FAX	（059）-359-0129
定員	60名
職員数（予定）	園長・主任保育士・保育士14名・調理師3名（予定数）

開園時間

- 平日
7:00~19:00
- 土曜日
7:00~18:00
- 休園日
日曜・祝日・年末年始



にゅえんのおゆとろ



特別保育の実施

乳児保育
延長保育

- ・入園時のみ
体操服/鞆等（2歳児以上）
20,000円程
用品代 1,500~6,000円

保育料以外の諸経費

- ・保護者会費 400円
- ・主食費 1日40円×出席日



『保育理念』

- ☞ 心豊かに「生きる力」を育てる



『保育目標』

- ☞ 深い思いやりのある子ども
- ☞ 元気でたくましい子ども
- ☞ 自分で考え行動できる子ども
- ☞ 明朗でのびのびした子ども



『保育方針』

- ☞ 子どもの安全と安心を基本として自ら伸びる力を大切にし、成長と個性に合った多様性のある保育をする。
- ☞ 子供の自覚で愛情をもって一人ひとりの気持ちをしっかりと受け止め、その主体的な活動を育む。
- ☞ 子どもを中心に据え、家族や地域との信頼関係を築き、環境を通して人や物との関わりを大切にする。





保育環境

子どもの成長、発達のお土台を作る生活の場として、心の落ち着く居場所・安全地帯とします。
清潔に気を配り、居心地よく過ごせる空間作りをし、食事は楽しく感謝していただきます。自ら感じ自ら学ぶ、発想豊かに自ら遊びを作りだす環境作りを心がけます。



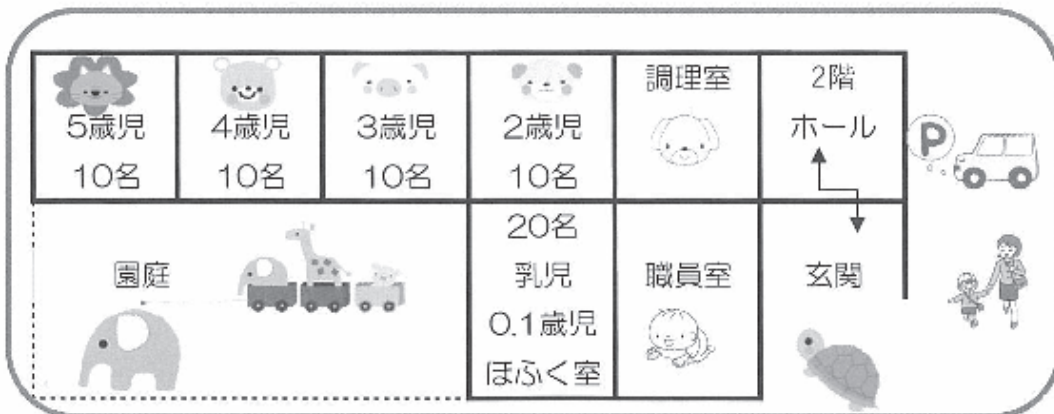
年間行事予定

毎月 誕生会・身体測定・防災避難訓練

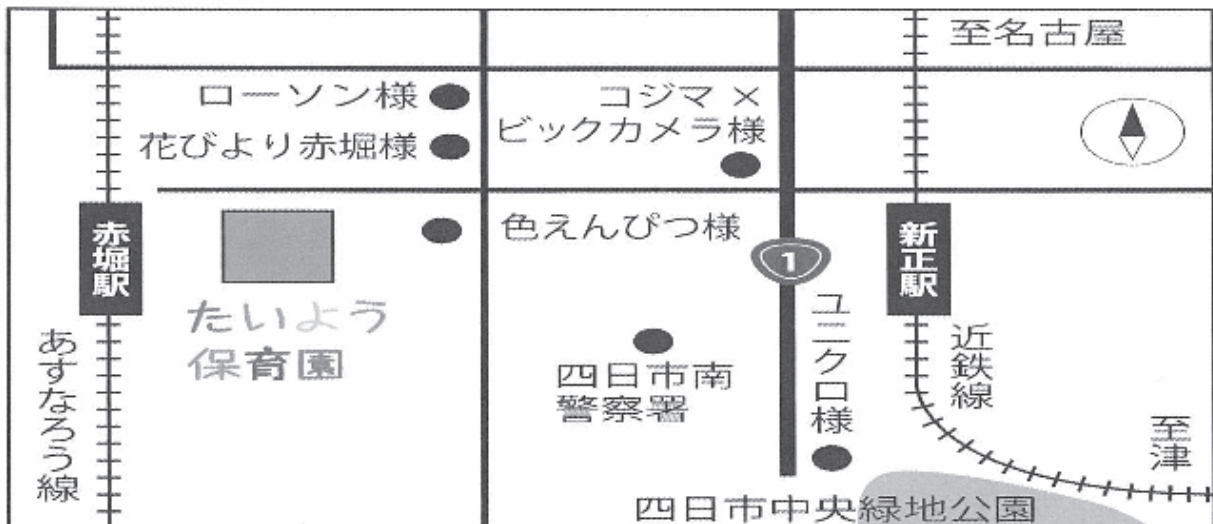
- | | |
|------------------|-------------------|
| 4月 入園式・園内冒険 | 9月 芋ほり・お年寄りに感謝する会 |
| 5月 親子遠足・子どもの日の集い | 10月 運動会・遠足 |
| 6月 保育参加・給食試食会 | 11月 保育参加 |
| 7月 夏祭り・プール開き | 12月 クリスマス会 |
| 8月 夏期保育 | 2月 生活発表会 |
| | 3月 お別れ会・卒園式 |



配置図



付近図



■ 予定地



☆☆☆ こどもたちの夢を育む ☆☆☆



社会福祉法人 志生会

内部ハートピア保育園

〈平成30年4月1日開園〉



- 開園時間 平日 / 午前7時～午後8時
土曜日 / 午前7時～午後6時
- 休園日 日曜日・祝祭日・年末年始
- 住所 四日市市采女町916-1
- TEL 059-347-1577
(平成30年3月21日開通)
- お問合せ ハートピア保育園 (鈴鹿市)
059-381-1555
- ホームページ <http://heartpiahoikuen.jp>

◆園の特色

^{うっべ}
内部ハートピア保育園は、自然な風と光と木のぬくもりに包まれ、四季折々の花が咲き誇る緑に囲まれた園舎です。田園風景が広がり、新興住宅、市立内部小学校南隣にあり、地域の子どもの声、賑やかに聞こえてきます。

保育活動におきましては「主体的な活動を促す環境」を大切にして、園児一人ひとりの発達と成長を援助しています。内部ハートピア保育園の子ども達は、自分の意思が最も大切にされるその環境の元で生活し「知性・情操・意志」のバランスのとれた人格形成を図りながら「自己教育力」を身につけていきます。

◆保育目標～生きる力を育み自立する子ども～

- ・ 健やかな心と体で、いきいきと生活する子ども
- ・ 誰とでも、仲良く活発に遊ぶ子ども
- ・ 「ありがとう、ごめんなさい」と自分で気づいて言える子ども
- ・ よく見て、聞いて、感じて、考える、創造力豊かな子ども
- ・ 何でも、自分でやってみようと意欲のある子ども

保育事業

-
- ・ 乳児保育
- ・ 延長保育
- ・ 一時預かり保育
- ・ 障がい児保育
- ・ 子育て支援

◆保育理念

社会福祉法人 志生会 内部ハートピア保育園は、「児童福祉法」に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育・教育することを目的とする児童福祉施設です。その保育の理念は、ここに入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進しなければなりません。また、地域における子育て支援の中核として重要な役割を果たします。

なお、私たち職員は「健やかな子どもの育ち」を支えるために、直接体験を提供するあたたかい環境づくりをして、一人ひとりがその生命力を十分に開花させることを目指し、援助を重ねていきます。そして、子育てをしている家庭を支援するために、社会の責務としての認識を明確にし、愛情豊かで思慮深い保育を進めていきます。

◆保育の基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- ・子どもが健康・安全・安心で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

◆入園児童と職員の状況

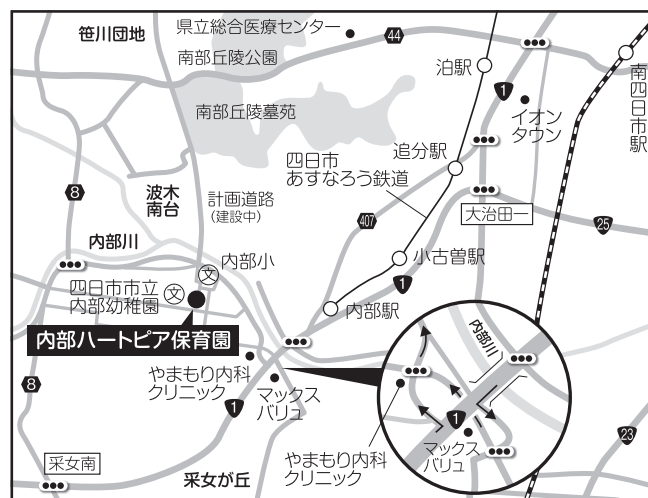
(定員150名)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
クラス	すずらん	なでしこ	あざみ	やまぶき	はまなす	あじさい	
園児数	25	25	25	25	25	25	150
保育士	9	7	5	2	2	2	27

(園長1名・主任保育士1名・看護師1名・栄養士3名・調理師2名)

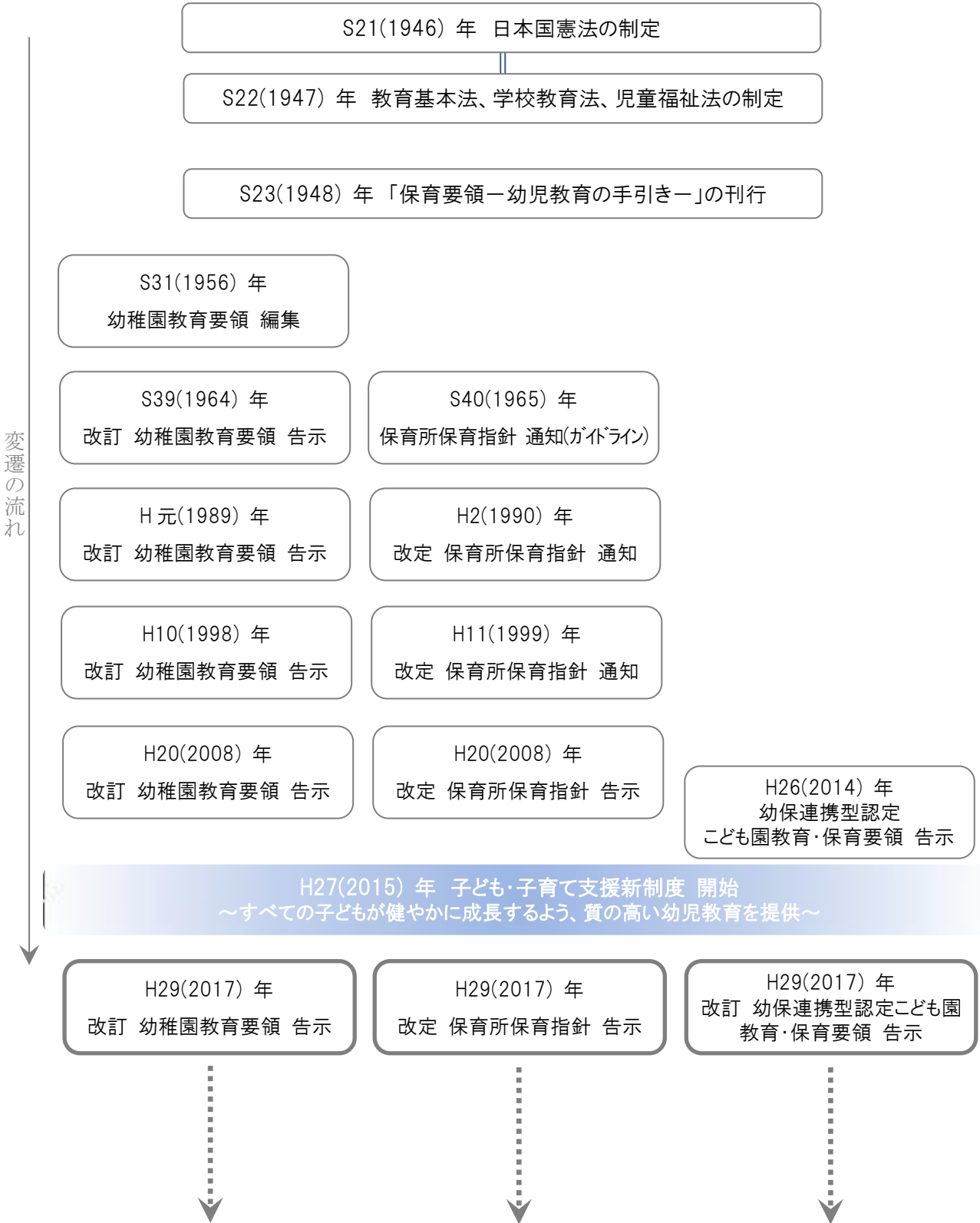
◆年間行事予定

- 春**・・・入園式・進級式・田植え・子どもの日の集い・内科健診・春の親子遠足・歯科検診
交通安全教室・虫歯予防の集い・プラネタリウム見学・個別懇談会・保育参観
- 夏**・・・プール・七夕祭り・夏祭り・お泊り保育・稲刈り・泥んこ遊び
- 秋**・・・入園受付・敬老の集い・運動会・消防の集い・芋掘り・焼き芋会・秋の遠足
内科健診・交通安全教室・サッカー教室・保育参観・保育発表会
- 冬**・・・餅つき会・クリスマス会・凧揚げ会・節分の集い・個別懇談会・交通安全教室・ひな祭り会
新入園児一日入園・作品展・お別れ会・お別れ遠足・修了式・卒園式

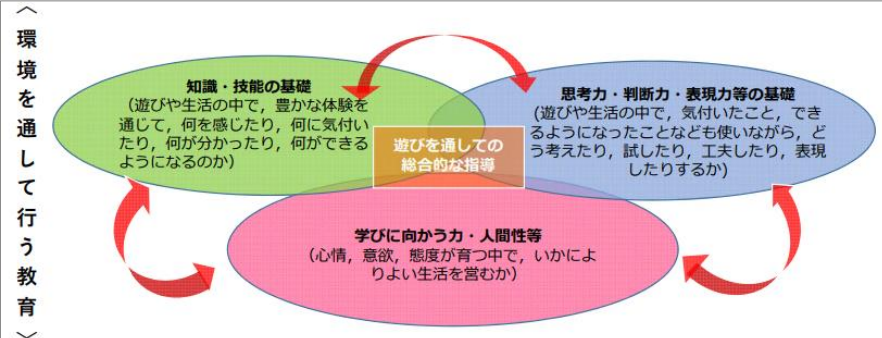
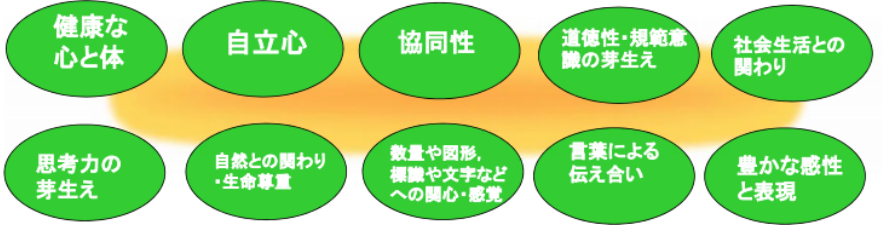


幼児教育の推進について

1. 幼児教育に係る要領等の変遷



2. 新要領等（平成 29 年 3 月 31 日告示）の主なポイント

	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 11 条 ・学校教育法 22 条～26 条 ・学校教育法施行規則 37・38 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 45 条 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 35 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 9～11 条 ・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準 9 条
共通の改訂ポイント	<p>◇ 幼児教育において育みたい資質・能力の明確化</p> <p>各学校段階について共通する資質・能力を「知識や技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に整理。</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省資料より〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">環境を通して行う教育</p>  <p>○この資質・能力は現行幼稚園教育要領の5領域の枠組みにおいて育むことができるため、5領域は引き続き維持。</p> <p>○これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要。</p> </div> <p>◇ 5 歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省資料より〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>○ 5 領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである</p>  <p>○幼稚園等と小学校の教員が持つ 5 歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。</p> <p>○3 歳児、4 歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意。</p> </div>		

	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
それぞれの改訂ポイント(一例)	◇「カリキュラム・マネジメント」の確立 (幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえ教育課程を編成し、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく)	◇保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ ◇教育の「ねらい及び内容」の各領域の「ねらい」「内容」に、「内容の取扱い」を加えて記載することで幼稚園・幼保連携型認定こども園との更なる整合を図り、各施設における教育内容が同等のものであることを明確に示す。 ◇0～2 歳児の保育に関する記載の充実 (3 歳未満児の利用率上昇や保育の重要性への認識の高まり)	◇幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂の方向性との整合性 ◇特に配慮すべき事項の充実 (在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮について) ◇認定こども園に義務付けられている子育て支援に関する事項の充実

3. 改訂（改定）に対する本市の対応（方向性）について

(1) 公立幼稚園・保育園・こども園における「四日市市の乳幼児教育・保育ビジョン」について

・基本理念

「生きる力・共に生きる力の基礎」を育む

・めざす子どもの姿

「輝くよっかいちの子ども」

具体的な子どもの姿

「豊かな心と丈夫な身体を持つ子」

「遊びから生きる力を学ぶ子」

「豊かなかかわりあいを持てる子」

・めざす子どもの姿を実現していくための教育、養護の視点

「養護」の視点（2つ）⇒ ・生命の保持 ・情緒の安定

「教育」の視点（5つ）⇒ ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・表現

・その充実に向けた重要項目

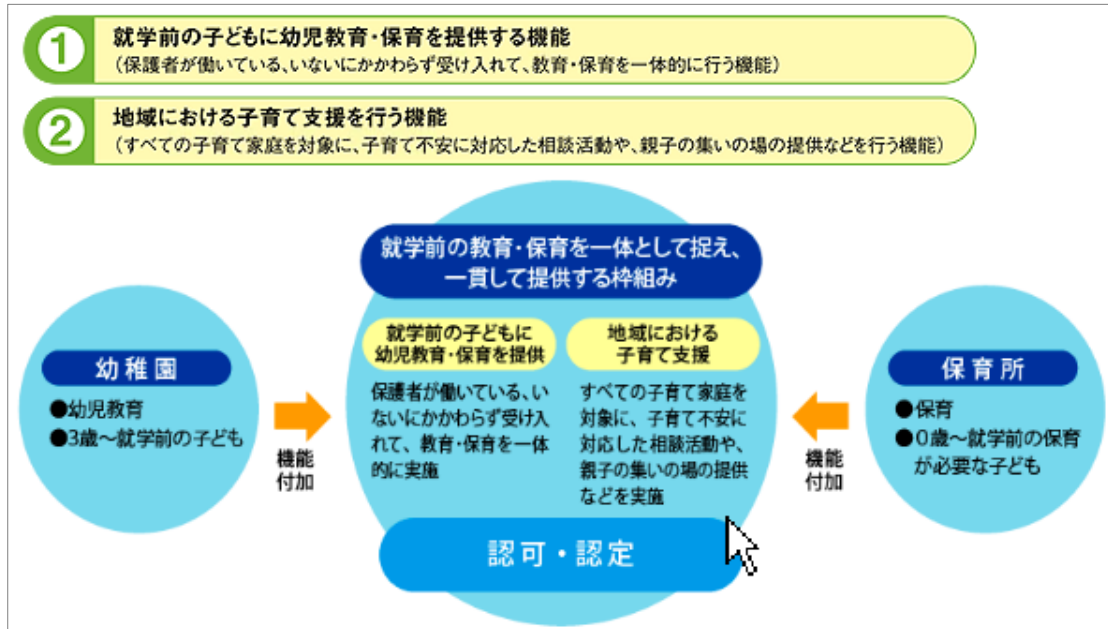
- ①人権教育・保育の充実 ②特別支援教育・保育の充実 ③子育て支援の充実
- ④保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携 ⑤家庭・地域との連携
- ⑥職員の資質向上

(2) 改訂に対する具体的な取組み（案）など

別添資料①～③ 参照

参考（幼保連携型認定こども園とは）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、県内では三重県から認定を受けることが出来ます。
〔内閣府資料より〕



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。

- **幼保連携型** 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(⇒認可幼稚園と認可保育園が統合して1つの園として再編した施設)

▼すでに29年4月から開園している本市の幼保連携型認定こども園

- ・橋北こども園(旧橋北幼稚園と旧橋北保育園による再編)
- ・塩浜こども園(旧塩浜幼稚園と旧塩浜西保育園による幼保一体化園の再編)

▼本市の第一次適正化計画における幼保連携型こども園再編案(いずれも開園時期は未確定)

- ・保々幼稚園と保々保育園による再編
- ・神前幼稚園と神前保育園による再編
- ・楠北幼稚園、楠南幼稚園、くす北保育園、くす南保育園による4園一園化の再編

- **幼稚園型** 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

(⇒認可幼稚園に認可外保育を付加した施設)

- **保育所型** 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

(⇒認可保育所に保育の必要性のない子どもの保育を付加した施設)

- **地方裁量型** 保育所・幼稚園いずれの認可もない地域の保育・教育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(⇒認可外保育施設等に保育の必要性のない子どもの保育を付加した施設)

子育て支援の新たな取り組みについて

子育て支援の充実を図るため、平成30年度から以下の事業の新規・拡充について検討しています。

1. 子ども医療費の窓口負担無料化について

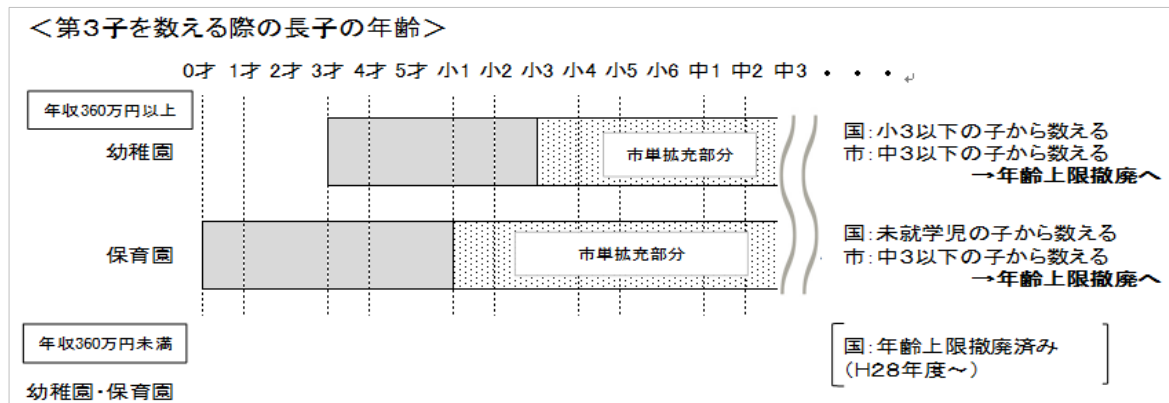
平成30年4月から、未就学児（6歳到達年度末まで）を対象に、市内の医療機関での窓口負担無料化（現物給付）を実施する。

未就学児（0～6歳）	助成件数見込み	308,960件
	助成額見込み	514,466千円

【基本目標1—基本施策(2)—推進施策「(1)多様な子育て支援サービスの充実」関係】

2. 第3子以降の保育料無償化（第1子年齢上限撤廃）について

保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育料の無償化について、長子の年齢が中学校3年生までとしている年齢制限を撤廃する。



【基本目標1—基本施策(2)—推進施策「(1)多様な子育て支援サービスの充実」関係】

3. 特別保育サービスの充実について

特別保育サービスの乳児保育、延長保育（11時間の開所時間を超えて利用）、一時保育（仕事や病気、用事がある時などに利用）、休日保育（日曜・祝日に働く保護者が利用）、病児・病後児保育（児童が病気回復期に利用）のうち、平成30年度から新たに、内部ハートピア保育園（采女町）において乳児保育、延長保育、一時保育を、たいよう保育園（赤堀一丁目）において乳児保育及び延長保育を開始する。

【30年度の特別保育実施園数】

乳児保育	延長保育	一時保育	休日保育	病児保育
36園	29園	17園	3園	2園

【基本目標1—基本施策(1)—推進施策「(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実」関係】

4. 公立幼稚園のエアコン設置について

平成30年4月から公立幼稚園の保育料を保育園利用者と同様の応能負担としていくことにあわせ、平成30年度中に公立幼稚園の保育室（クラス運営分）にエアコンを設置し、教育環境の改善を図る。

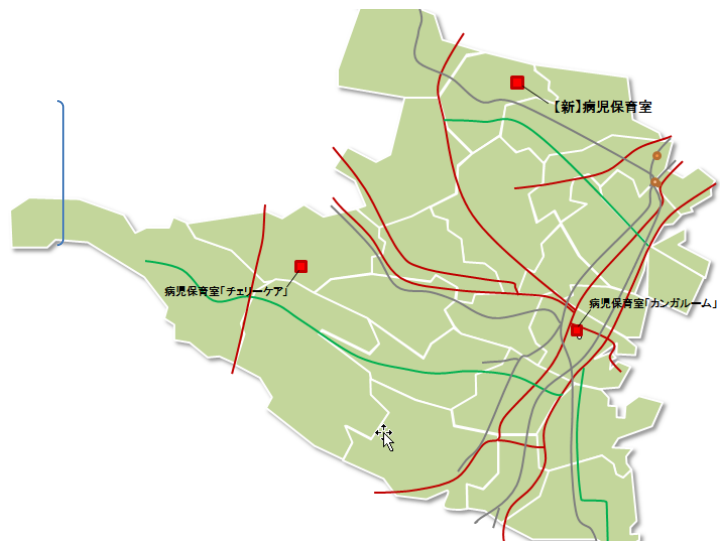
【基本目標1—基本施策(1)—推進施策「(2)発達に応じた教育・保育環境の推進」関係】

5. 新たな病児保育室の整備について

共働き家庭等への支援の充実を図るため、カンガルーム（定員6名 中部）とチェリーケア（定員3名 桜花台）に加え、市内で3か所目となる新たな病児保育室の設置（平成31年4月予定）に向けた施設の整備を進める。

【基本目標1—基本施策(1)—推進施策「(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実」関係】

・開設者	社会福祉法人宏育会
・予定地	下野地区
・定員	3名



6. 学童保育所推進事業の充実について

近年の利用児童数の増加により、施設整備の必要性がますます高まってきていることから、新築又は大規模修繕費等の補助率と補助上限額を引き上げることで、施設整備を行う運営委員会の負担を軽減し、待機児童の解消と保育環境の向上を図る。

・キャリアアップ処遇改善補助			
・施設整備費補助	新築費	3/4→4/5	12,000千円→14,400千円
	増築費・大規模修繕費	3/4→4/5	3,000千円→4,000千円
	※基準に適合させる事業に限る		

【基本目標1—基本施策(2)—推進施策「(1)多様な子育て支援サービスの充実」関係】